

議案第77号

新生公立鳥取環境大学運営協議会規約の変更に関する協議について

次のとおり新生公立鳥取環境大学運営協議会規約の一部を変更することに関し協議することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定によりその例によることとされる同法第252条の2の2第3項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

新生公立鳥取環境大学運営協議会規約の一部を変更する規約（案）

新生公立鳥取環境大学運営協議会規約（平成23年12月27日施行）の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように変更する。

| 変 更 後 | 変 更 前 |
|-------|-------|
| | |

目次

第1章～第4章 略

第5章 協議会の担任する事務の管理及び執行（第22条・第22条の2）

第6章・第7章 略

附則

（各関係団体の長の名においてする事務の管理及び執行）

第22条 略

（役員等の損害賠償責任の一部免除）

第22条の2 法第123条第2項の規定により設立団体が協議して定めるものとされる法第19条の2第4項の条例で定めるものとされている額は、地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第3条の2第1項に規定する基準報酬年額に、次の各号に掲げる役員又は会計監査人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

目次

第1章～第4章 略

第5章 協議会の担任する事務の管理及び執行（第22条）

第6章・第7章 略

附則

（各関係団体の長の名においてする事務の管理及び執行）

第22条 略

(1) 理事長又は副理事長 6

(2) 理事 4

(3) 監事又は会計監査人 2

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。